

## 「2012年度 連合の重点政策」(抄)

(2011年7月～2012年6月)

④労働者など多様な関係者の利益に資する企業法制改革と会計基準の実現

(略)

- b) 上場会社の連結財務諸表に対して I F R S (国際財務報告基準・国際会計基準) を強制適用することを当面見送る方針を早期に明確にする。また、個別財務諸表に対する会計基準は、注記などによる透明性確保を前提に、日本の産業構造や企業活動の実態に照らして適切な事項のみをコンバージェンス(収れん)し、その結果として連結財務諸表と個別財務諸表の会計基準が異なることも許容する。